

## 佐賀県規則第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年佐賀県規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。